

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第三十九号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

**第一条** 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十八及び百二十九の項から百三十四の項までを次のように改める。

百二十八から百三十四まで	削除

別表第一の百三十五の項中「保健師助産師看護師法施行令」の下に「(昭和二十八年政令第三百八十六号)」を加え、同表中百九十一の二の項を削り、百九十一の二の二の項を百九十一の二の二の項とし、百九十一の二の三の項から百九十一の二の五の項までを百九十一の二の二の項から百九十一の二の四の項までとし、同表二百の項を次のように改める。

二百	削除

別表第一の二百三十三の項から二百三十五の項までを次のように改める。

二百三十	削除
二百三十三	
二百三十四	
二百三十五	

ら二 百三 十五 まで				
----------------------	--	--	--	--

別表第一中二百三十六の項を削り、二百三十六の二の項を二百三十六の項とし、二百三十六の三の項を二百三十六の二の項とし、同表二百三十八の項から二百四十一の項までを次のように改める。

二百 三十 八か ら二 百四 十一 まで	削除			
--	----	--	--	--

別表第一の三百四十七の項及び三百四十八の項中「三万三千元」の下に「(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円)」を加え、同表三百五十七の項中「一万六千円」を「二万三千二百円」に、「一万円」を「一万六千五百円」に、「二万五千元」を「三万六千三百円」に、「一万五千元」を「二万四千三百円」に、「三万七千元」を「五万四千二百円」に、「二万千元」を「三万五千百円」に、

床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	確認申請又は計画通知のとき。
ア	構造計	

床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	確認申請又は計画通知のとき。
ア 構造計 算書等の 添付を要 する場合	八万千 百円	
イ 構造計 算書等の 添付を要 しない場 合	四万 七千三百 円	

に、「九万二千円」を「十五万円」

算書等の 添付を要 する場合 五万五 千円	イ 構造計 算書等の 添付を要 しない場 合	二万 七千円
-----------------------------------	------------------------------------	-----------

を

床面積の合計が 三百平方メートル を超え五百平 方メートル以内 のもの	十万千円	確認申請 又は計画 通知のと き。
---	------	----------------------------

に、「十二万円」を「二十一万七千円」に、「二十三万円」を「三十七万円」に、「二十七万円」を「四十四万円」に、「四十一万円」を「六十六万千円」に、「六十六万円」を「九十八万三千円」に改め、同項の次に次のように加える。

三百 建築物エネ ルギー消費 性能適合性 判定を行う ことが比較 的容易な特 定建築行為 に係る確認 申請又は計 画通知手 料	建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律（平成二十 七年法律第五十三号）第十一条 第一項ただし書の建築物エネル ギー消費性能適合性判定を行う ことが比較的容易な特定建築行 為（同項の建築物エネルギー消 費性能適合性判定を受けていな いものであつて、建築物のエネ ルギー消費性能の向上等に関す る法律施行規則（平成二十八年 国土交通省令第五号。以下この 項において「省令」という。） 第二条第一項第一号の基準に適 合させるものに限る。）に係る 建築物に関する建築基準法第六 条第一項の規定に基づく確認の 申請又は建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法律第	次に掲げる 額を合算し た額 ア 三百九 十九の五 の二の項 に掲げる 手数料額 イ 三百五 十七の項 に掲げる 手数料額	確認申請 又は計画 通知のと き。
--	--	--	----------------------------

	<p>十二条第二項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為（同法第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、省令第二条第一項第一号の基準に適合させるものに限る。）に係る建築物に関する建築基準法第十八条第二項の規定に基づく計画の通知に対する審査</p>	

別表第一の三百五十八の項中「一万三千元」を「一万五千円」に、「七千円」を「八千五百円」に、「八千円」を「九千九百円」に、「五千元」を「六千七百元」に改め、同表三百五十九の項中「一万四千元」を「二万千四百円」に、「一万七千円」を「二万五千九百円」に、「二万三千元」を「三万五千円」に、

床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万四千元	完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。
---------------------------------	-------	------------------------------------

を

床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	五万千六百円	完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。
---------------------------------	--------	------------------------------------

床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	六万五千円	完了検査申請又は完了検査通知のとき。
---------------------------------	-------	--------------------

に、「五万四千元」を「九万七百元

」に、「七万五千元」を「十三万二千元」に、「十三万円」を「二十一万六千元」に、「十七万円」を「二十八万五千元」に、「二十四万円」を「三十九万二千元」に、「四十五万円」を「六十八万五千元」に改め、同表三百五十九の二の項を次のように改める。

三百 五十 九の 二	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律	規則で定めるところにより算定した床面積の合計（以下この項において「算定床面積」という。）が二百平方メートル以内のもの	三百五十九の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に八千四百円	完了検査申請又は完了検査通知のとき。
---------------------	---	--	--	--	--------------------

第八十四号)

の規定により  
適合判定通知  
書の交付を受  
けたものとみ  
なされる者が  
新築等をしよ  
うとする建築  
物を含む。三  
百六十一の二  
の項において  
同じ。)に関  
する建築基準  
法第七条第一  
項の規定に基  
づく完了検査  
の申請又は建  
築物のエネル  
ギー消費性能  
の向上等に関  
する法律第十  
二条第二項に  
規定する建築  
物エネルギー  
消費性能適合  
性判定を受け  
た建築物エネ  
ルギー消費性  
能確保計画に  
よる建築物(

額  
を加算した

---

---

同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる者が新築等をしようとする建築物を含む。三百六十一の二の項において同じ。）に関する建築基準法第十八条第二十項の規定に基づく完了検査の通知（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（

---

---

---

---

---

---

平成二十八年  
經濟産業省・  
国土交通省令  
第一号。以下  
この項、三百  
九十九の二の  
五の項、三百  
九十九の四の  
項、三百九十  
九の五の二の  
項、三百九十  
九の五の三の  
項、三百九十  
九の六の項及  
び三百九十九  
の八の項にお  
いて「基準省  
令」という。  
（第一条第一  
項第二号イ(1)  
に規定する単  
位住戸をいう。  
）の数が一で  
ある住宅（以  
下この項、三  
百六十一の二  
の項、三百九  
十九の二の五  
の項、三百九  
十九の四の項、  
十九の四の項、

---

---

---

---

<p>三百九十九の五の二の項、三百九十九の五の三の項、三百九十九の六の項及び三百九十九の八の項において「一戸建ての住宅」という。）に係る検査（以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。）</p>			
<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、三百六十一の二の項、三百九十九の二の五の項、三百九十九の四の項、三百九十九の五の二の項、</p>	<p>算定床面積が三百平方メートル以内のもの</p>	<p>三百五十九の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に一万三千円を加算した額</p>	<p>完了検査申請又は完了検査</p>
<p>の項、三百九十九の四の項、三百九十九の五の二の項、</p>	<p>算定床面積が三百平方メートル</p>	<p>三百五十九の項に掲げ</p>	<p>完了検査申請又は</p>

<p>三百九十九の 五の三の項、 三百九十九の 六の項及び三 百九十九の八 の項において 「共同住宅」 という。）に 係る検査（以 下この項にお いて「共同住 宅に係る省エ ネ検査」とい う。）</p>	<p>を 超 え 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の</p>	<p>る 床 面 積 の 合 計 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 当 該 手 数 料 額 に 二 万 八 千 円 を 加 算 し た 額</p>	<p>完 了 検 査 通 知 の と き。</p>
<p>算 定 床 面 積 が 二 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の</p>	<p>三 百 五 十 九 の 項 に 掲 げ る 床 面 積 の 合 計 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 当 該 手 数 料 額 に 四 万 七 千 百 円 を 加 算 し た 額</p>	<p>完 了 検 査 申 請 又 は 完 了 検 査 通 知 の と き。</p>	
<p>算 定 床 面 積 が 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の</p>	<p>三 百 五 十 九 の 項 に 掲 げ る 床 面 積 の 合 計 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 当 該 手 数 料 額 に 六 万 九 千 円 を 加 算 し た 額</p>	<p>完 了 検 査 申 請 又 は 完 了 検 査 通 知 の と き。</p>	

<p>算定床面積が一 万平方メートル を超え二万五千 平方メートル以 内のもの</p>	<p>三百五十九 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 十二万三千 円を加算し た額</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>
<p>算定床面積が二 万五千平方メー トルを超え五万 平方メートル以 内のもの</p>	<p>三百五十九 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 二十万五千 円を加算し た額</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>
<p>算定床面積が五 万平方メートル を超えるもの</p>	<p>三百五十九 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>

	<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、非住宅部分（基準省令第一条第一項第一号に規定する非住宅部分をいう。以下この項、三百六十一の二の項、三百九十九の二の五の項、三百九十九の四の項、三百九十九の五の二の項、三百九十九の六の項及び三百九十九の八の項において同じ。）に係る検査（以下この項において「非住</p>	<p>算定床面積が三百平方メートル以内のもの</p>	<p>三十五万六千円を加算した額</p>
	<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、非住宅部分（基準省令第一条第一項第一号に規定する非住宅部分をいう。以下この項、三百六十一の二の項、三百九十九の二の五の項、三百九十九の四の項、三百九十九の五の二の項、三百九十九の六の項及び三百九十九の八の項において同じ。）に係る検査（以下この項において「非住</p>	<p>三百五十九の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に四万九千五百円（建築物の全部が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類す</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>

宅部分に係る  
省エネ検査」  
という。）

<p>るもの（以 下この項、 三百六十一 の二の項、 三百九十九 の五の二の 項及び三百 九十九の五 の三の項に おいて「工 場等」とい う。）であ る場合に あつては、一 万四千二百 円）を加算 した額</p>	<p>算定床面積が三 百平方メートル を超え千平方メ ートル以内のも の</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>
<p>の</p>	<p>三百五十九 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 六万千六百 円（工場等 である場合 にあつては、 一万八千円</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>






	<p>は、十六万 三千円）を 加算した額</p>	
<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料額</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>
<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料 イ 非住宅</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>



ルを超え五百平方メートル以内のもの		完了検査通知のとき。
-------------------	--	------------

を

床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	四万七千七百円	完了検査申請又は完了検査通知のとき。
床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	五万九千四百円	完了検査申請又は完了検査通知のとき。

に、「四万八千円」を「八万七百元

」に、「六万九千円」を「十二万円」に、「二十万円」に、「十六万円」を「二十六万八千円」に、「二十三万円」を「三十七万五千円」に、「四十四万円」を「六十七万円」に改め、同表三百六十一の二の項を次のように改める。

三百	中間検査を	建築物のエネルギー消費性	規則で定めるところにより算定	三百六十一	完了検査
六十	経た建築物	の向上等に	した床面積の合	の項に掲げ	申請又は
一の	エネルギー	に関する法律第	計（以下この項	る床面積の	完了検査
二	消費性能適	十一条第一項	において「算定	合計の区分	通知のと
	合性判定を	に規定する建	床面積」とい	に应じ、そ	き。
	受けた建築	築物エネルギー	）が二百平方メ	れぞれ当該	
	物に関する	ー消費性能適	ートル以内のも	手数料額に	
	完了検査申	合性判定を受	の	八千百円を	
	請又は完了			加算した額	

検査通知手 数料	けた建築物エ ネルギー消費 性能確保計画 による建築物 に関する建築 基準法第七条 の三第一項の 特定工程に係 る建築物につ いての同法第 七条第一項の 規定に基づく 完了検査の申 請又は建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律第十二条 第二項に規定 する建築物エ ネルギー消費 性能適合性判 定を受けた建 築物エネルギー 消費性能確 保計画による 建築物に関す る建築基準法 第十八条第二 十項の規定に	算定床面積が二 百平方メートル を超えるもの	三百六十一 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 八千四百円 を加算した 額	完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。
-------------	--	------------------------------	--	------------------------------------



メートル以内のもの	合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に二万八千円を加算した額	通知のとき。
算定床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に四万七千円を加算した額	完了検査申請又は完了検査通知のとき。
算定床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に六万九千円を加算した額	完了検査申請又は完了検査通知のとき。

<p>算定床面積が一 万平方メートル を超え二万五千 平方メートル以 内のもの</p>	<p>三百六十一 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 十二万三千 円を加算し た額</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>
<p>算定床面積が二 万五千平方メー トルを超え五万 平方メートル以 内のもの</p>	<p>三百六十一 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 二十万五千 円を加算し た額</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>
<p>算定床面積が五 万平方メートル を超えるもの</p>	<p>三百六十一 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 三十五万六</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>

<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、非住宅部分に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）</p>	<p>算定床面積が三百平方メートル以内のもの</p>	<p>千円を加算した額</p>
<p>算定床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの</p>	<p>三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に六万千六百元（工場等である場合にあっては、</p>	<p>三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に四万九千五百円（工場等である場合にあっては、一万四千二百円）を加算した額</p>
<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>

<p>算定床面積が二 千平方メートル を超え五千平方 メートル以内の もの</p>	<p>算定床面積が千 平方メートルを 超え二千平方メ ートル以内のも の</p>	
<p>三百六十一 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 十二万七千 円（工場等 である場合</p>	<p>三百六十一 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 七万九千九 百円（工場 等である場 合にあって は、二万三 千九百円） を加算した 額</p>	<p>一万八千円 ）を加算し た額</p>
<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>

	<p>算定床面積が五 千平方メートル を超え一万平方 メートル以内の もの</p>	<p>にあつては、 五万三千六 百円）を加 算した額</p>	
<p>算定床面積が一 万平方メートル を超え二万五千 平方メートル以 内のもの</p>		<p>三百六十一 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 十九万六千 円（工場等 である場合</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>
	<p>算した額 七万八千五 百円）を加 算した額</p>	<p>完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。</p>	



	<p>合にあっては、十六万三千円）を加算した額</p>	
<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額          ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料          イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>
<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額          ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>



ル以内のもの

円」に、「六万九千円」を「十二万千円」に、「十一万円」を「十八万三千円」に、「十六万円」を「二十六万八千円」に、「二十五万円」を「四十万八千円」に、「五十一万円」を「七十七万七千円」に改め、同表三百九十六の項中「一万二千元」を「一万三千元」に、「七千元」を「八千四百円」に改め、同表三百九十九の二の五の項中「単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。）の一の住戸をいう。）の数が一である住宅（以下この項、三百九十九の四の項、三百九十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「一戸建ての住宅」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項、三百九十九の五の二の項、三百九十九の五の三の項及び三百九十九の十の項において「基準省令」という。）第十条第一項第二号イ(1)を「一戸建ての住宅であって基準省令第十条第二号イ(1)に、「四万二百円」を「四万千円」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「六千七百元」を「七千二百円」に、「四万四千三百円」を「四万五千二百円」に、

都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第十条第一	床面積が二百平方メートル未満のもの	二万三千二百円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、六千七百元）	認定申請のとき。
	床面積が二百平方メートル以上のもの	二万四千五百円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、六千七百元）	認定申請のとき。

項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、三百九十九の四の項、三百九十九の六の項及び三百九十九の八の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)

っては、六千七百円)

を

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上</p>	<p>二万五千二百円(低炭</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸</p>	<p>床面積が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>二万三千八百円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、七千二百円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>建ての住宅であつて基準省令第十条第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、三百九十九の四の項、三百九十九の六の項及び三百九十九の八の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)</p>	<p>のもの</p>	<p>素建築物適合計画である場合には、七千二百円)</p>	
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>基準省令第十条第二号イ(1)を用いたもの</p>	<p>戸建住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>基準省令第十条第二号イ(2)を用いたもの</p>	<p>戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>

に、「二戸建ての住

のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）			

宅以外の住宅（以下この項、三百九十九の四の項、三百九十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「共同住宅」という。）であって」を「共同住宅であっていずれかの住戸について」に、「七万五千八百円」を「七万七千円」に、「一万千五百円」を「一万二千元」に、「十二万三千元」を「十二万五千元」に、「二万二千四百円」を「二万三千百円」に、「二十万六千元」を「二十万八千元」に、「四万七千七百円」を「四万八千七百円」に、「二十九万二千元（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万四千元）」を「二十九万六千元（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万五千三百円）」に、「五十七万円」を「五十七万八千元」に、「十三万四千元」を「十三万六千元」に、「百万六千元」を「百万八千元」に、「二十万二千元」を「二十万四千元」に、「百八十四万四千元」を「百八十六万六千元」に、「三十万五千元」を「三十万九千元」に、

都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づ	床面積が三百平方メートル未満のもの	三万八千九百円（低炭素建築物適合計画である場合にあり	認定申請のとき。
--------------------------------	-------------------	----------------------------	----------

<p>く低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万四千元（低炭素建築物適合計画である場合は、二万二千四百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>十一万千元（低炭素建築物適合計画である場合は、四万七千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>十六万五千元（低炭素建築物適合計画である場合は、八万四千元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	
<p>床面積が一万平方メートル以上</p>	<p>二十九万九千元（低炭</p>	<p>認定申請のとき。</p>	

を

二万五千平方メートル未満のもの	素建築物適合計画である場合は、十 三万四千円	認定申請 のとき。
床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五十万千円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万 二千円)	認定申請 のとき。
床面積が五万平方メートル以上のもの	八十二万八千円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、三十万五千円)	認定申請 のとき。

都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づ		
床面積が三百平方メートル未満のもの	三万九千七百円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、三十万五千円)	認定申請 のとき。

<p>く低炭素建築物新築等計画の認定の申請</p>		<p>つては、一万二千円)</p>	
<p>に対する審査のうち、共同住宅であつて全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万四千六百円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万三千百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>十一万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、四万八千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>十六万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万五千三百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づ</p>	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十万二千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十三万六千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づ</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>五十万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十四千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づ</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>八十八万四千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、三十万九千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>

に、「建築物のエネ

く低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	全ての住戸について基準省令第十條第二号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額	認定申請のとき。
--	----------------------------------	------------------	----------

ルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分（以下この項、三百九十九の四の項、三百九十九の五の二の項、三百九十九の五の三の項、三百九十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「非住宅部分」という。）であって基準省令第十條第一項第一号イ(1)を「非住宅部分であって基準省令第十條第一号イ(1)」に、「二十三万八千円」を「二十四万千円」に、「二十九万七千円」を「三十万千円」に、「一万八千七百円」を「一万九千三百円」に、「三十八万千円」を「三十八万六千円」に、「二万九千三百円」を「三万円」に、「五十四万二千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万四千元）」を「五十四万九千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万五千三百円）」に、「六十六万六千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十三万二千円）」を「六十七万五千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十三万四千元）」に、「七十八万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十六万六千円）」を「七十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十六万八千円）」に、「八十九万七千円」を「九十万八千円」に、「二十万七千円」を「二十

「一万円」に、「百十一万七千円」を「百十三万千円」に、「二十八万九千円」を「二十九万三千円」に、「第十条第一項第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に、「九万四千二百円」を「九万五千七百円」に、「十一万八千円」を「十二万円」に、「十五万四千円」を「十五万七千円」に、「二十四万七千円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万四千元)」を「二十五万円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万五千三百円)」に、「三十二万円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十三万二千元)」を「三十二万五千元(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十三万四千元)」に、「三十八万四千元(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十六万六千元)」を「三十八万九千元(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、十六万八千元)」に、「四十五万円」を「四十五万五千元」に、「五十八万千円」を「五十八万八千円」に、「又は戸建住宅仕様審査」を「戸建住宅仕様審査又は共同住宅併用審査」に、「又は共同住宅仕様審査」を「共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査」に改め、同表三百九十九の四の項中「四万二千元」を「四万千五百円」に、「六千七百元」を「七千二百円」に、「四万四千三百円」を「四万五千二百円」に、

都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(三百九十九の五の	床面積が二百平方メートル未満のもの	二万三千二百円(低炭素建築物適合計画である場合には、六千七百元)	変更認定申請のとき。
	床面積が二百平方メートル以上のもの	二万四千五百円(低炭素建築物適合計画である場合には、六千七百元)	変更認定申請のとき。

を

<p>項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>			千七百円
---	--	--	------

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住</p>	<p>床面積が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>二万三千八百円（低炭素建築物適合計画である場合には、七千二百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>一戸建ての住</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>二万五千二百円（低炭素建築物適合計画である場合には、七</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項にお</p>	<p>千二百円）</p>	<p>基準省令第十条第二号イ(1)の基準を用いたもの</p>	<p>基準省令第十条第二号イ(2)の基準を用いたもの</p>	<p>戸建住宅仕様審査に掲げる手数料</p>	<p>額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項にお</p>	<p>基準省令第十条第二号イ(1)の基準を用いたもの</p>	<p>戸建住宅標準審査に掲げる手数料</p>	<p>額</p>	<p>基準省令第十条第二号イ(2)の基準を用いたもの</p>	<p>戸建住宅仕様審査に掲げる手数料</p>	<p>額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

に、「共同住宅であ

いて「戸建住宅併用審査」という。）

って誘導性能基準」を「共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準」に、「七万五千八百円」を「七万七千円」に、「一万千五百円」を「一万二千円」に、「十二万三千円」を「十二万五千円」に、「二万二千四百円」を「二万三千百円」に、「二十万六千円」を「二十万八千円」に、「四万七千七百円」を「四万八千七百円」に、「二十九万二千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万四千円）」を「二十九万六千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、八万五千三百円）」に、「五十七万千円」を「五十七万八千円」に、「十三万四千円」を「十三万六千円」に、「百万六千円」を「百万八千円」に、「二十万二千円」を「二十万四千円」に、「百八十四万四千円」を「百八十六万六千円」に、「三十万五千円」を「三十万九千円」に、

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて誘導仕様</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>三万八千九百円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、一万千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>共同住宅であつて誘導仕様</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万四千円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、二万二</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	千四百円	変更認定申請のとき。
床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十六万五千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万四千元）	変更認定申請のとき。	
床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十九万九千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万四千元）	変更認定申請のとき。	
床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル	五十万千円（低炭素建築物適合計	変更認定申請のとき。	

を

の	ートル未満のもの	画である場合にあっては、二十万二千円）	変更認定申請のとき。
	床面積が五万平方メートル以上のもの	八十二万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、三 十万五千円）	変更認定申請のとき。

	床面積が三百平方メートル未満のもの	三万九千七百円（低炭素建築物適合計画である場合には、一万二千円）	変更認定申請のとき。
	床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万四千六百円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二万三千百円	変更認定申請のとき。

都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて全ての住

戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）

床面積が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	（ 十一万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、四万八千七百円）	変更認定申請のとき。	
床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	（ 十六万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万五千三百円）	変更認定申請のとき。	
床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	（ 三十万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万六千円）	変更認定申請のとき。	
床面積が二万五千平方メートル	（ 五十万七千円（低炭素	変更認定申請のとき。	

に、  
二十十三万八千

	<p>以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>建築物適合計画である場合には、二十万四千円</p>	<p>き。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>八十八万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、三万九千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査である</p>	<p>いずれかの住戸について基準省令第十条第二号イ(1)の基準を用いたもの</p>	<p>共同住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

て、共同住宅 標準審査及び 共同住宅仕様 審査以外の審 査（以下この 項において「 共同住宅併用 審査」という。

円」を「二十四万円千円」に、「二十九万七千円」を「三十万円千円」に、「一万八千七百円」を「一万九千三百円」に、「三十八万円千円」を「三十八万六千円」に、「二万九千三百円」を「三万円」に、「五十四万二千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、八万四千円）」を「五十四万九千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、八万五千三百円）」に、「六十六万六千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十三万二千円）」を「六十七万五千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十三万四千円）」に、「七十八万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万六千円）」を「七十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万八千円）」に、「八十九万七千円」を「九十万八千円」に、「二十万七千円」を「二十一万円」に、「百十一万七千円」を「百十三万円千円」に、「二十八万九千円」を「二十九万三千円」に、「九万四千二百円」を「九万五千七百円」に、「十一万八千円」を「十二万円」に、「十五万四千円」を「十五万七千円」に、「二十四万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、八万四千円）」を「二十五万円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、八万五千三百円）」に、「三十二万千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、三十二万二千円）」を「三十二万五千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、三万四千円）」に、「三十八万四千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万六千円）」を「三十八万九千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万八千円）」に、「四十五万円」を「四十五万五千円」に、「五十八万円千円」を「五十八万八千円」に、「又は戸建住宅仕様審査」を、「戸建住宅仕様審査又は戸建

住宅併用審査」に、「又は共同住宅仕様審査」を、「共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査」に改め、同表中三百九十九の五の項を三百九十九の四の二の項とし、同項の次に次のように加える。

三百	低炭素建築	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十六条の二の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付	三百九十九の四の項に掲げる手数料額と同一の金額	交付申請のとき。
九十	物新築等計画軽微変更			
九の	五	証明書交付		
五	手数料			

別表第一の三百九十九の五の二の項及び三百九十九の五の三の項を次のように改める。

三百	建築物エネ	建築物のエネ	規則で定めるところにより算定	三万七千六百円	計画提出又は計画
九十	ルギー消費	ルギー消費性	した床面積（以下この項において「床面積」と		
九の	性能適合性	能の向上等に	いう。）が二百		
五の	判定手数料	関する法律第	平方メートル未		
二		十一條第一項	満のもの		
		又は第十二條			
		第二項の規定			
		に基づく建築			
		物エネルギー			
		消費性能確保	床面積が二百平	四万千八百	計画提出
		計画に係る建	方メートル以上	円	又は計画
		築物エネルギー	のもの		通知のと
		消費性能適			き。
		合性判定に対			
		する審査のう			
		ち、一戸建て			

<p>の住宅であつて基準省令第一条第一項第二号イただし書の基準又は同号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「性能基準」という。を)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建</p>	
	<p>床面積が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>
	<p>二万三百円</p>	<p>二万千七百円</p>
	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)</p>			
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築</p>	<p>基準省令第一条第一項第二号イ(1)の基準を用いたもの</p>	<p>(2)の基準を用い</p>	<p>戸建住宅標準審査に掲げる手数料</p>
<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

<p>物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）</p>	<p>たもの</p>	<p>額</p>	<p>き。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項又は第十二條第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万三千六百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>画に係る建</p>	<p>床面積が二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十二万二千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>画に係る建</p>	<p>床面積が二千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十万五千円</p>	<p>計画提出</p>

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）			
	方メートル以上 五千平方メートル未満のもの	床面積が五千平方メートル以上 方メートル以上 方メートル未満のもの	床面積が一万平方メートル以上 方メートル以上 二万五千平方メートル未満のもの	床面積が二万五千平方メートル以上 五万平方メートル未満のもの
	円	二十九万三千円	五十七万四千円	百一万四千円
	又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。

<p>十一條第一項 又は第十二條 第二項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画に係る建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定に対 する審査のう ち、共同住宅 であつて全て の住戸につい て仕様基準を 用いたものに 係る審査（以 下この項にお いて「共同住 宅仕様審査」 という。）</p>	<p>床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの</p>	<p>六万千百円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一平方メー トル未満のもの</p>	<p>床面積が五千平 方メートル以上 一平方メー トル未満のもの</p>	<p>十六万四千 円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のもの</p>	<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のもの</p>	<p>二十九万八 千円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方 メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方 メートル未満のもの</p>	<p>五十万三千 円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が五万平 方メートル以上</p>	<p>床面積が五万平 方メートル以上</p>	<p>八十八万千 円</p>	<p>計画提出 又は計画</p>

	のもの		通知のとき。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項又は第十二條	いずれかの住戸について基準省令第一條第一項第二号イ(1)の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額	計画提出又は計画通知のとき。
第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であつて、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	全ての住戸について基準省令第一條第一項第二号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額	計画提出又は計画通知のとき。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項又は第十二條第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第一條第一項第一号ただし書又は同号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）

床面積が三百平方メートル未満のもの	二十三方八千円（工場等である場合にあつては、二万五千八百円）	計画提出又は計画通知のとき。
床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十九万七千円（工場等である場合にあつては、三万四千百円）	計画提出又は計画通知のとき。
床面積が千平方メートル以上二平方メートル未満のもの	三十八万三千円（工場等である場合にあつては、四万六千六百円）	計画提出又は計画通知のとき。
床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五十四万五千円（工場等である場合にあつては、十万七千円）	計画提出又は計画通知のとき。
床面積が五千平方メートル以上	六十七万七千円（工場等	計画提出又は計画

<p>建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第</p>			
<p>の もの</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が五平方メートル以上十平方メートル未満のもの</p>	<p>一万平方メートル未満のもの</p>
<p>合 等 に あ っ て</p>	<p>九万二千三百円（工場等）</p>	<p>百十二万七千円（工場等）</p>	<p>である場合 にあっては、 十五万八千 円）</p>
<p>き。 通 知 の と</p>	<p>計 画 提 出 又 は 計 画 通 知 の と</p>	<p>計 画 提 出 又 は 計 画 通 知 の と</p>	<p>計 画 提 出 又 は 計 画 通 知 の と</p>

<p>十一條第一項 又は第十二條 第二項の規定</p>		<p>は、二万千 七百円)</p>	
<p>に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画に係る建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定に対 する審査のう ち、非住宅部 分であつて基 準省令第一條 第一項第一号 口の基準を用 いたものに係 る審査（以下 この項におい て「非住宅モ デル審査」と いう。）</p>	<p>床面積が三百平 方メートル以上 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>十一万七千 円（工場等 である場合 にあつては、 二万九千六 百円）</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
	<p>床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>十五万三千 円（工場等 である場合 にあつては、 四万千百円 ）</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
	<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>二十四万七 千円（工場 等である場 合にあつて は、十万千 円）</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
	<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>三十二万千 円（工場等 である場合 にあつては、 十五万円）</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項又は第十二條第二項の規定に基づく建築物エネルギー	床面積が三百万平方メートル未満のもの	一万二千元	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が三百万平方メートル以上千平方メートル未満のもの	四十五万二千円（工場等である場合にあつては、十八万六千元）	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が五百万平方メートル以上千円（工場等である場合にあつては、三十二万円）	五十八万五千円（工場等である場合にあつては、三十二万円）	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	四十五万二千円（工場等である場合にあつては、二十三万千元）	計画提出又は計画通知のとき。

消費性能確保 計画に係る建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定に対 する審査のう ち、同法第三 十二条に規定 する認定建築 物エネルギー 消費性能向上 計画に係る同 法第二十九条 第三項に規定 する他の建築 物である建築 物に係る審査 (以下この項 において「他 の建築物に係 る審査」とい う。)	床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの	三万円	計画提出 又は計画 通知のと き。
消費性能向上 計画に係る同 法第二十九条 第三項に規定 する他の建築 物である建築 物に係る審査 (以下この項 において「他 の建築物に係 る審査」とい う。)	床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの	八万五千三 百円	計画提出 又は計画 通知のと き。
消費性能向上 計画に係る同 法第二十九条 第三項に規定 する他の建築 物である建築 物に係る審査 (以下この項 において「他 の建築物に係 る審査」とい う。)	床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの	十三万四千 円	計画提出 又は計画 通知のと き。
消費性能向上 計画に係る同 法第二十九条 第三項に規定 する他の建築 物である建築 物に係る審査 (以下この項 において「他 の建築物に係 る審査」とい う。)	床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のも の	十六万八千 円	計画提出 又は計画 通知のと き。
消費性能向上 計画に係る同 法第二十九条 第三項に規定 する他の建築 物である建築 物に係る審査 (以下この項 において「他 の建築物に係 る審査」とい う。)	床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方メ ートル未満のも の	二十一万円	計画提出 又は計画 通知のと き。
消費性能向上 計画に係る同 法第二十九条 第三項に規定 する他の建築 物である建築 物に係る審査 (以下この項 において「他 の建築物に係 る審査」とい う。)	床面積が五万平 方メートル以上	二十九万三 千円	計画提出 又は計画

<p>のもの</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>通知のとき。</p>	<p>次に掲げる額を全て合算した額 ア 一戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 ウ 他の建築物に係る審査に揭げる手数料額</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第</p>	<p>次に掲げる額を全て合</p>	<p>計画提出又は計画</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
------------	--	---------------	---	-------------------------------------	-------------------	-----------------	-----------------------

	<p>三 五の 九の 九十 三百</p> <p>料 画変更手数 性能確保計 ルギー消費 建築物エネ</p>	<p>一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額</p>	<p>通知のとき。</p>	
	<p>三 五の 九の 九十 三百</p> <p>料 画変更手数 性能確保計 ルギー消費 建築物エネ</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項又は第十二条第三項の規定</p>	<p>規則で定めるところにより算定した床面積（以下この項において「床面積」という。）が二百平方メートル未</p>	<p>三万七千六百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

<p>に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）</p>	<p>満のもの</p>	<p>四万千八百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第二項又は第十二條第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって仕様基準</p>	<p>床面積が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>二万三百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって仕様基準</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>二万千七百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

<p>を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項</p>	<p>又は第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、一戸建ての住宅であつて戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）</p>
<p>基準省令第一条第一項第二号イ(1)の基準を用いたもの</p>	<p>基準省令第一条第一項第二号イ</p>	<p>物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、一戸建ての住宅であつて戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）</p>
<p>戸建住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</p>	<p>戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</p>
<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第二項</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万三千六百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>又は第十二條第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十二万千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>計画の変更に対する審査のうち、共同住宅であつてい</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十万五千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>ずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この</p>	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万三千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>項において「共同住宅標準審査」という）</p>	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十七万四千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p></p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル</p>	<p>百一萬四千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第二項又は第十二條第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、共同住宅であつて全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>の ートル未満のもの</p>	<p>床面積が五平方メートル以上 百八十六万 三千円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三万六千二百円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が二千平方メートル以上 五平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万千円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上 一平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上 五平方メートル未満のもの</p>	<p>十萬九千円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上</p>	<p>床面積が五千平方メートル以上 一平方メートル未満のもの</p>	<p>十六萬四千円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上</p>	<p>床面積が一万平方メートル以上</p>	<p>二十九萬八千円</p>	<p>計画提出 又は計画</p>

	<p>二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第二項又は第十二條第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共</p>
<p>通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	
<p>共同住宅標準審査に掲げる手数料</p>	<p>五十万三千円</p>	<p>八十八万千円</p>	<p>共同住宅標準審査に掲げる手数料</p>	
<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>	

<p>同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項又は第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第一条第一項第一号ただし書又は同号イの基準を用いたものに係る審査</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万円八千円（工場等である場合において、二万五千八百円）</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第一条第一項第一号ただし書又は同号イの基準を用いたものに係る審査</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万七千円（工場等である場合において、三万四千百円）</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第一条第一項第一号ただし書又は同号イの基準を用いたものに係る審査</p>	<p>床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十八万三千円（工場等である場合において、四万六千六百円）</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

において「非  
住宅標準審査  
」という。）

<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十四万五千円（工場等である場合にあっては、十万七千円）</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十七万七千円（工場等である場合にあっては、十五万八千円）</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十九万三千円（工場等である場合にあっては、十九万五千円）</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>九十万四千円（工場等である場合にあっては、二十四万円）</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>床面積が五万平方メートル以上</p>	<p>百十二万七千円（工場</p>	<p>計画提出又は計画</p>

	のもの	等である場合にあっては、三十三万二千円)	通知のとき。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第二項又は第十二條第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第一條第一項第一号口の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が三百平方メートル未満のもの	九万二千三百円（工場等である場合にあっては、二万七千七百円）	計画提出又は計画通知のとき。
同上	床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万七千円（工場等である場合にあっては、二万九千六百円）	計画提出又は計画通知のとき。
同上	床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十四万七千円（工場等である場合にあっては、二万九千六百円）	計画提出又は計画通知のとき。



<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第 十一条第二項 又は第十二条 第三項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の変更に 対する審査の うち、同法第 三十二条に規 定する認定建 築物エネルギー 消費性能向 上計画に係る 同法第二十九 条第三項に規 定する他の建 築物である建 築物に係る審 査（以下この 項において「 他の建築物に 係る審査」と いう。）</p>	<p>床面積が三百平 方メートル未満 のもの</p>	<p>一万二千元</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>又は第十二条 第三項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の変更に 対する審査の うち、同法第 三十二条に規 定する認定建 築物エネルギー 消費性能向 上計画に係る 同法第二十九 条第三項に規 定する他の建 築物である建 築物に係る審 査（以下この 項において「 他の建築物に 係る審査」と いう。）</p>	<p>床面積が三百平 方メートル以上 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>一万九千三 百円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>又は第十二条 第三項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の変更に 対する審査の うち、同法第 三十二条に規 定する認定建 築物エネルギー 消費性能向 上計画に係る 同法第二十九 条第三項に規 定する他の建 築物である建 築物に係る審 査（以下この 項において「 他の建築物に 係る審査」と いう。）</p>	<p>床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>三万円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>又は第十二条 第三項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の変更に 対する審査の うち、同法第 三十二条に規 定する認定建 築物エネルギー 消費性能向 上計画に係る 同法第二十九 条第三項に規 定する他の建 築物である建 築物に係る審 査（以下この 項において「 他の建築物に 係る審査」と いう。）</p>	<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>八万五千三 百円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>又は第十二条 第三項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の変更に 対する審査の うち、同法第 三十二条に規 定する認定建 築物エネルギー 消費性能向 上計画に係る 同法第二十九 条第三項に規 定する他の建 築物である建 築物に係る審 査（以下この 項において「 他の建築物に 係る審査」と いう。）</p>	<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>十三万四千 円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>
<p>又は第十二条 第三項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の変更に 対する審査の うち、同法第 三十二条に規 定する認定建 築物エネルギー 消費性能向 上計画に係る 同法第二十九 条第三項に規 定する他の建 築物である建 築物に係る審 査（以下この 項において「 他の建築物に 係る審査」と いう。）</p>	<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満の もの</p>	<p>十六万八千 円</p>	<p>計画提出 又は計画 通知のと き。</p>

	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>二十一万円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項又は第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>二十九万三千円</p>	<p>次に掲げる額を全て合算した額 ア 一戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数</p>
			<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

	<p>料額</p> <p>ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額</p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項又は第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を全て合算した額</p> <p>ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は併用審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p> <p>ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

数料額

別表第一の三百九十九の五の四の項中「(平成二十八年国土交通省令第五号) 第十条」を「第十三条」に、「交付請求」を「交付申請」に改め、同表三百九十九の六の項中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「三万六千八百円」を「三万七千六百円」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に、「六千七百元」を「七千二百円」に、「四万九百元」を「四万八千八百円」に、

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積が二百平方メートル未満のもの	一万九千七百円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、六千七百元)	認定申請のとき。
	床面積が二百平方メートル以上のもの	二万千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、六千七百円)	認定申請のとき。

を

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定に基</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九号イ(1)の基準を用いたもの</p>	<p>戸建住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定に基</p>	<p>基準省令第十條</p>	<p>戸建住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>項の規定に基</p>	<p>基準省令第十條</p>	<p>戸建住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>

に、「共同住宅であ

<p>づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下の項において「戸建住宅併用審査」という。）</p>	<p>第二号イ(2)の基準を用いたもの</p>	<p>様審査に掲げる手数料額</p>	<p>のとき。</p>
---	-------------------------	--------------------	-------------

「七万二千三百円」を「七万三千六百円」に、「一万二千五百円」を「一万二千円」に、「十二万円」を「十二万円」に、「二万二千四百円」を「二万三千百円」に、「二十万二千円（）」を「二十万五千円（）」に、「四万七千七百円」を「四万八千七百円」に、「二十八万九千円」を「二十九万三千円」に、「八万四千元」を「八万五千三百円」に、「五十六万七千円」を「五十七万四千円」に、「十三万四千円（）」を「十三万六千円（）」に、「百万二千円」を「百万四千円」に、「二十万二千円（）」を「二十万四千円（）」に、「百八十四万円」を「百八十六万三千円」に、「三十万五千円」を「三十万九千円」に、

<p>建築物のエネルギー消費性</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満</p>	<p>三万五千五百円（建築</p>	<p>認定申請のとき。</p>
---------------------	-----------------------	-------------------	-----------------

<p>能の向上等に 関する法律第 三十四条第一 項の規定に基 づく建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の認定の申請 に対する審査 のうち、共同 住宅であって 誘導仕様基準 を用いたもの に係る審査（ 以下この項に おいて「共同 住宅仕様審査 」という。）</p>	<p>のもの</p>	<p>物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あっては、一 万千五百円 ）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの</p>	<p>六万円（建 築物エネル ギー消費性 能向上基準 適合計画で ある場合に あっては、 二万二千四 百円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>十万七千円 （建築物エ ネルギー消 費性能向上 基準適合計 画である場 合にあって は、四万七 千七百円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	<p>認定申請</p>
<p>床面積が五千平</p>	<p>十六万二千</p>	<p>認定申請</p>	<p>認定申請</p>

<p>方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方メ ートル未満のも の</p>	<p>床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方メ ートル未満のも の</p>
<p>円（建築物 エネルギー 消費性能向 上基準適合 計画である 場合にあっ ては、八万 四千元）</p>	<p>二十九万五 千元（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あっては、十 三万四千元</p>	<p>四十九万八 千元（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あっては、二 十万二千元</p>
<p>のとき。</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

を

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る	床面積が三百平方メートル未満のもの	三万六千二百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合） 又は、一 万二千円	認定申請のとき。
	床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合）	認定申請のとき。

床面積が五万平方メートル以上のもの	八十七万二千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合） 又は、三十万五千円	認定申請のとき。

			審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）
床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
二十九万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である）	十六万四千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、八万五千三百円）	十万九千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、四万八千七百円）	は、二万三千百円）
認定申請のとき。	認定申請のとき。	認定申請のとき。	

に、  
 二十三万四千

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一</p>	<p>いづれかの住戸について基準省令第十条第二号イ(1)の基準を用いるもの</p>	<p>共同住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>五十万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二十万四千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>（空欄）</p>	<p>（空欄）</p>	<p>八十八万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、三十九万九千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>（空欄）</p>	<p>（空欄）</p>	<p>（空欄）</p>	<p>（空欄）</p>

<p>項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であつて、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）</p>	<p>全ての住戸について基準省令第十條第二号イ(2)の基準を用いるもの</p>	<p>共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
---	---	-------------------------	-----------------

円」を「二十三万八千円」に、「二十九万三千円」を「二十九万七千円」に、「二万八千七百円」を「一万九千三百円」に、「三十七万八千円」を「三十八万三千円」に、「二万九千三百円」を「三万円」に、「五十三万九千円」を「五十四万五千円」に、「六十六万三千円」を「六十七万千円」に、「十三万二千円」を「十三万四千円」に、「七十八万三千円」を「七十九万三千円」に、「十六万六千円」を「十六万八千円」に、「八十九万三千円」を「九十万四千円」に、「二十万七千円」を「二十一万円」に、「百十一万四千円」を「百十二万七千円」に、「九万八千円」を「九万二千三百円」に、「十一万五千円」を「十一万七千円」に、「十五万千円」を「十五万三千円」に、「二十四万三千円」を「二十四万七千円」に、「三十一万七千円」を「三十二万千円」に、「三十八万千円」を「三十八万六千円」に、「四十四万六千円」を「四十五万二千円」に、「五十七万八千円」を「五十八万五千円」に、「又は戸建住宅仕様審査」を「、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査」に、「又は共同住宅仕様審査



<p>という。)</p>			
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>二万三百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、七千二百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性</p>	<p>基準省令第十条第二号イ(1)の基</p>	<p>戸建住宅標準審査に掲</p>	<p>変更認定申請のと</p>

に、「共同住宅であ

<p>能の向上等に 関する法律第 三十一条第二 項において準 用する同法第 二十九条第一 項の規定に基 づく建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査のうち、 一戸建ての住 宅に係る審査 であって、戸 建住宅標準審 査及び戸建住 宅仕様審査以 外の審査（以 下この項にお いて「戸建住 宅併用審査」 という。）</p>	<p>準を用いたもの</p>	<p>額 戸建住宅仕 様審査に掲 げる手数料</p>	<p>額 変更認定 申請のと き。</p>
--	----------------	--	-----------------------------------

「七万二千三百円」を「共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準」に、  
「七万二千三百円」を「七万三千六百円」に、「一万千五百円」を「一万二千円」に、  
「十二万円」を「十二万円」に、「二万二千四百円」を「二万三千百円」に、「二  
十万二千円」を「二十万五千円」に、「四万七千七百円」を「四万八千七百円」  
に、「二十八万九千円」を「二十九万三千円」に、「八万四千元」を「八万五千三百

円」に、「五十六万七千円」を「五十七万四千円」に、「十三万四千円」を「十三万六千円」に、「百万二千円」を「百万四千円」に、「二十万二千円」を「二十万四千円」に、「百八十四万円」を「百八十六万三千円」に、「三十万五千円」を「三十万九千円」に、

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六条第二項において準用する同法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>三万五千五百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一万五千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>共同住宅仕様審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万二千四百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>十万七千円（建築物エネルギー消費性能向上</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

	<p>基準適合計画である場合には、四万七千七百円)</p>	
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>十六万二千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、八万四千元)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万五千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十三万四千元)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル</p>	<p>四十九万八千円(建築物エネルギー</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

を

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エ	床面積が三百平方メートル未満のもの	三万六千二百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、一万二千元）	変更認定申請のとき。
	床面積が五万平方メートル以上	八十七万二千元（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、三十五万五千元）	変更認定申請のとき。
	床面積が五万平方メートル以上のもの	八十七万二千元（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、三十五万五千元）	変更認定申請のとき。

床面積が五万平方メートル以上のもの	八十七万二千元（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、三十五万五千元）	変更認定申請のとき。
床面積が三百平方メートル未満のもの	三万六千二百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、一万二千元）	変更認定申請のとき。
床面積が五万平方メートル以上のもの	八十七万二千元（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、三十五万五千元）	変更認定申請のとき。

<p>エネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査のうち、 共同住宅であ って全ての住 戸について誘 導仕様基準を 用いたものに 係る審査（以 下この項にお いて「共同住 宅仕様審査」 という。）</p>	<p>床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの</p>	<p>六万千円 （建築物エ ネルギー消 費性能向上 基準適合計 画である場 合にあって は、二万三 千円）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>十万九千円 （建築物エ ネルギー消 費性能向上 基準適合計 画である場 合にあって は、四万八 千七百円）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>十六万四千 円（建築物 エネルギー 消費性能向 上基準適合 計画である 場合にあつ ては、八万 五千三百円 ）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	

<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十 三万六千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>五十万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、二十 万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>八十八万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、三十 ては、三十</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

に、  
二十十三万四千

		万九千円)	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第二項において準	いずれかの住戸について基準省令第十条第二号イ(1)の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額	変更認定申請のとき。
用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であつて、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査(以下この項において「共同住宅併用審査」という。	全ての住戸について基準省令第十条第二号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額	変更認定申請のとき。

円」を「二十三万八千円」に、「二十九万三千円」を「二十九万七千円」に、「二万

八千七百円」を「一万九千三百円」に、「三十七万八千円」を「三十八万三千円」に、「二万九千三百円」を「三万円」に、「五十三万九千円」を「五十四万五千円」に、「六十六万三千円」を「六十七万七千円」に、「十三万二千元」を「十三万四千円」に、「七十八万三千円」を「七十九万三千円」に、「十六万六千元」を「十六万八千円」に、「八十九万三千円」を「九十万四千円」に、「二十万七千元」を「二十一万円」に、「百十一万四千円」を「百十二万七千円」に、「九万八百元」を「九万二千三百円」に、「十一万五千元」を「十一万七千円」に、「十五万千元」を「十五万三千円」に、「二十四万三千元」を「二十四万七千円」に、「三十一万七千元」を「三十二万千元」に、「三十八万千元」を「三十八万六千元」に、「四十四万六千元」を「四十五万二千元」に、「五十七万八千円」を「五十八万五千元」に、「又は戸建住宅仕様審査」を「、戸建住宅仕様審査又は共同住宅併用審査」に、「又は共同住宅仕様審査」を「、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査」に改め、同表三百九十九の九の項中「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同表三百九十九の十の項を次のように改める。

三百 建築物エネ	建築物のエネルギー消費性能の	三百九十九	交付申請
九十 ルギー消費	向上等に関する法律施行規則第	の八の項に	のとき。
九の 性能向上計	二十八条の規定に基づく建築物	掲げる手数	
十 面軽微変更	エネルギー消費性能向上計画の	料額と同一	
証明書交付	軽微な変更に関する証明書の交	の金額	
手数料	付		

別表第一の四百十一の項中「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る許可申請手数料」に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項本文の規定に基づく宅地造成」を「第十二条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可申請又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「及

び四百十一の二の項」を「四百十一の二の項及び四百十一の五の項」に、「一万二千円」を「一万九千円」に、「二万円」を「二万九千四百円」に、「三万円」を「四万七千円」に、

切盛面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	四万七千円	許可申請のとき。
-------------------------------	-------	----------

を

切盛面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	五万八千四百円	許可申請のとき。
切盛面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	七万二千二百円	許可申請のとき。

に、「六万七千円」を「九万三千五百円」に、「十一万円」を「十五万三千円」に、「十七万円」を「二十三万四千円」に、「二十五万円」を「三十六万六千円」に、「三十四万円」を「五十一万八千円」に、「四十二万円」を「六十六万八千円」に改め、同表四百十一の二の項中「宅地造成工事変更許可申請手数料」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る変更許可申請手数料」に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第十条第一項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請」を「宅地造成及

二条第一項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請」を「宅地造成及

び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更許可申請又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の変更許可申請」に、「四十二万円」を「六十六万八千円」に、「宅地造成工事に係る設計」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、同項の次に次のように加える。

四百	土石の堆積	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条	土石の堆積をす る土地の面積（ 以下この項及び 次項において「 堆積面積」とい う。）が五百平 方メートル以内 のもの	一万四千九 百円	許可申請 のとき。
十一	事に係る許 可申請手数 料	第一項又は第 三十条第一項 の規定に基づ く土石の堆積 に関する工事 の許可申請に 対する審査	堆積面積が五百 平方メートルを 超え千平方メー トル以内のもの	一万五千六 百円	許可申請 のとき。
			堆積面積が千平 方メートルを超 え二千平方メー トル以内のもの	一万八千二 百円	許可申請 のとき。
			堆積面積が二千 平方メートルを 超え三千平方メ ートル以内のも の	二万千六百 円	許可申請 のとき。

<p>堆積面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p>	<p>三万九百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>堆積面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p>	<p>三万六千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>堆積面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの</p>	<p>四万二千円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>堆積面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの</p>	<p>五万七千円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>堆積面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの</p>	<p>七万九千三百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

			<p>堆積面積が七万平方メートルを 超え十平方メ ートル以内のも の</p>	<p>十一万九千 円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>四百 十一 の四</p>	<p>土石の堆積 に関する工 事に係る変 更許可申請 手数料</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第十六条第一項又は第三十五条 第一項の規定に基づく土石の堆 積に関する工事の変更許可申請 に対する審査</p>	<p>堆積面積が十 万平方メートルを 超えるもの</p>	<p>十四万四千 円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
				<p>変更許可申 請一件につ き、次に掲 げる額を合 算した額。 ただし、そ の額が十四 万四千円を 超えるとき は、その手 数料の額は、 十四万四千 円とする。 ア 土石の 堆積に関 する工事 に係る設 計の変更 (イのみ</p>	

---

---

---

に該当する場合を除く。）  
は、堆積面積（イ）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の堆積面の堆積、土石積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の堆積面積）に応じ四百十一の三の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

イ 土石の堆積に関

---

---



平方メートルを 超え四万平方メ ートル以内のも の	二万六千五 百円	中間検査 申請のと き。	
切盛面積が四万 平方メートルを 超え七万平方メ ートル以内のも の		中間検査 申請のと き。	
切盛面積が七万 平方メートルを 超え十万平方メ ートル以内のも の	四万四千七 百円	中間検査 申請のと き。	
切盛面積が十万 平方メートルを 超えるもの	六万三千四 百円	中間検査 申請のと き。	

(檀原公苑使用条例の一部改正)

**第二条** 檀原公苑使用条例(昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。

別表の一の表相撲場の部、弓道場の部及び陸上競技場の部中「二五〇円と」を「二  
五〇円(小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童又は生徒が個人練習のために  
使用する場合にあつては、一二〇円)と」に改め、同表体育館の部第一体育館の項中

1 床面積 の一部に
------------------

---

限つて使  
用する場  
合の使用  
料は、使  
用する面  
積により  
次のとお  
りとする。  
二分の  
一以下  
の場合  
上記  
金額  
のそ  
れぞ  
れ二  
分の  
一の  
額  
二分の  
一を超  
える場  
合  
上記  
金額  
2  
個人練  
習のため  
に使用す  
る場合の  
使用料は、

---

を

一人一回  
につき二  
五〇円と  
する。

床面積の  
一部に限つ  
て使用する  
場合の使用  
料は、使用  
する面積に  
より次のと  
おりとする。  
1 二分の  
一以下の  
場合 上  
記金額の  
それぞれ  
二分の一  
の額  
2 二分の  
一を超え  
る場合  
上記金額

に改め、「五一〇円」の下に「(小学校、中学校及びこれらに準

ずる学校の児童又は生徒が個人練習のために使用する場合にあつては、二五〇円」  
を加え、同部第二体育館の項中

1 床面積

---

の 一 部 に  
限 っ て 使  
用 す る 場  
合 の 使 用  
料 は 、 使  
用 す る 面  
積 に よ り  
次 の と お  
り と す る 。  
二 分 の  
一 以 下  
の 場 合  
上 記  
金 額  
の そ  
れ ぞ  
れ 二  
分 の  
一 の  
額  
二 分 の  
一 を 超  
え る 場  
合  
上 記  
金 額  
2  
個 人 練  
習 の た め  
に 使 用 す  
る 場 合 の

---

を

使用料は、  
一人一回  
につき二  
五〇円と  
する。

床面積の  
一部に限つ  
て使用する  
場合の使用  
料は、使用  
する面積に  
より次のと  
おりとする。  
1 二分の  
一以下の  
場合 上  
記金額の  
それぞれ  
二分の一  
の額  
2 二分の  
一を超え  
る場合  
上記金額

に改め、同表の注3を削り、同表の注4を同表の注3とし、同表

の注5から同表の注7までを同表の注4から同表の注6までとし、同表の注8中「7  
」を「6」に改め、同表の注8を同表の注7とする。

(奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正)

**第三条** 奈良県産業振興総合センター手数料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の二の12中「四千五百円」を「五千六百円」に改め、同表の二中13を14とし、12の次に次のように加える。

13 形状測定試験

- (一) X線CT測定試験 一 試料一条件につき 八千二百円
- (二) 接触式三次元測定試験 一 試料一箇所につき 九千円
- (三) 非接触式三次元測定試験 一 試料につき 一万七千九百円

（奈良県立都市公園条例の一部改正）

**第四条** 奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四の十四の表中「一、三七〇円」を「一、七七〇円」に、「二、七五〇円」を「三、五四〇円」に、「一、二九〇円」を「一、六六〇円」に、「二、五八〇円」を「三、三三〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、三七〇円」に、「二、一三〇円」を「二、七五〇円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県手数料条例別表第一の四百十一の項及び四百十一の二の項の改正規定、同表四百十一の二の項の次に次のように加える改正規定並びに次項の規定

令和七年五月七日

二 第四条の規定 令和八年四月一日  
（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可を受けた者が行う当該許可に係る同法第十二条第一項の規定に基づく変更許可の申請に係る手数料の額については、第一条の規定による改正前の奈良県手数料条例別表第一の四百十一の二の項に規定する額とする。

3 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の奈良県産業振興総合センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なお従前の例による。

(利用料金の額の定め)

4 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の奈良県立都市公園条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。